

第三十九回国会 文教委員會議録 第七号

(三三)

昭和三十六年十月十九日(木曜日)

午後二時四十六分開議

出席委員

委員長 櫻内 義雄君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 八木 徹雄君

理事 小林 信一君 理事 高津 正道君

田川 誠一君 高橋 英吉君

濱野 清吾君 松永 東君

松山千恵子君 南 好雄君

井伊 誠一君 野原 覺君

館田榮之助君 三木 高夫君

村山 喜一君 横路 節雄君

鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席府縣委員

法制局長官 林 修三君

文部事務次官 長谷川 敏君

文部事務官 天城 勲君

(大臣官房長)

文部事務官 内藤馨三郎君

(初等中等教育局長)

委員外の出席者

参議院議員 北畠 教真君

参議院議員 矢嶋 三義君

参議院議員 石井 易君

参議院議員 専門 員

十月十九日

委員有田喜一君及び山崎始男君辞任につき、その補充として高橋英吉君及び横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

委員横路節雄君辞任につき、その補充

欠として山崎始男君が議長の指名で委員に選任された。

十月十八日

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出第一二二号)

学校教育に関する件

○櫻内委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律。

女子教育職員の出産前後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭和三十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律

第一条中「女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中における女子教育職員が出席する場合における」に、「職務を行わせる」を「職務を補助させる」に改め、「臨時の任用」及び「正常な実施を確保すること」の下にそれぞれ等号を加える。

第二条第一項中「及び養護学校」を「養護学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「校長」の下に「(園長を含む。以下同じ。)」を加える。

第三条を削る。

第四条を次のように改める。

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時任用)

第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、任命権者は、出席予定日の六週間(人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間)前日から産後六週間(人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間)を経過する日までは、当該期間中、校長(園長を含む。以下同じ。))を要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出席することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出席予定日の六週間前(産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助させることとするときは、同項の臨時任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四号とし、同条の次に次の一条を加える。

(私立の学校において講すべき措置)

長以外の教育職員を任用するように努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十号第二号を次のように改める。

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十三年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二号を次のように改める。

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十三年法律第百二十五号)第三号第一項の規定により臨時的に任用される者

理由

女子教育職員の出産に際し、学校教育の正常な実施を確保するため、産前産後を通じて十二週間を任用の期間として、補助教育職員を臨時的に任用しなければならないこととするともに、幼稚園の教育職員につ

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

第一類第六号 文教委員會議録第七号 昭和三十六年十月十九日

いてもこの法律を適用することとし、また、私立の学校においても同様の措置を講ずるよう努めなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内委員長 提出者より提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員北畠教真君。

○北畠参議院議員 ただいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

去る昭和三十年の第二十二回国会において、参議院の各党各派の共同提案にかかるこの法律が成立し、その施行によって、補助教員の配置状況は漸次充実して参りました。

しかしながら、この法律の趣旨、すなわち労働基準法に規定するところの十二週間を最低として休業させ、その期間を補助教員配置の期間とするという精神は、いまだに徹底を欠き、補助教員を完全に配置しておきまるところは十県余にとどまり、その他の府県におきましては財政上の理由等により、いずれも八週間ないし六週間に短縮されている現状であります。それゆえに、女子教育職員が、その担当する児童生徒に対する教育的良心から、産前の休暇をほとんどとつていないという実態は、法の施行前と大差なく、過労による異常産はきわめて高い比率を示しており、これらのことが教育上多大の支障をもたらし、学校教育の正常な実施を阻害する原因となっております。

ことは申すまでもありません。このような現状にかんがみ、本改正案は、まず第四条を全面的に改めて、女子教育職員が出産する場合、任命権者は、産前の六週間及び産後の六週間、または産前産後を通じての十二週間のいずれかの期間を任用の期間として補助教員を臨時的に任用するものと規定いたしました。

なお、産休職員の職務を補助させることができるような特別な教育職員がある場合において、臨時的任用を行わなくてもよいことをあわせて規定いたしました。従いまして、国及び地方公共団体の任務として、必要な財政的措置を講ずべき旨を規定しております。第三條は、不要となりますので、これを削除することといたしました。

また、この第四条改正の趣旨にのっとりまして、法律の題名を女子教育職員の出席に際しての補助教員の確保に関する法律に改めることといたしております。

改正の第二は、この法律の第二條第一項に定められております学校に、新たに幼稚園を加え、同條第二項の教育職員に、幼稚園に勤務する園長以下の教育職員を加えて、これらの教育職員についても、この法律を適用することとしたこととございます。

改正の第三は、私立の学校においても、学校の設置者は、この法律に規定されている国立諸学校と同様の措置を講ずるよう努めなければならない旨を、新たに規定したこととございます。

なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上が改正の趣旨及び内容の主要点でございますが、本案は、さきの第三十八回国会において、参議院においては全会一致をもって可決を見たのでありますけれども、衆議院において、審査未了と相なりしましたことを申し添えます。

何とぞ、すみやかに御賛同下さるようお願い申し上げます。

○櫻内委員長 本案に対する質疑は追って行なうことといたします。

○櫻内委員長 引き続き、学校教育に関する件等について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。横路節雄君。

○横路委員 さきの散会ましましに私からお尋ねをしておきました点につきまして、文部大臣に重ねてお尋ねいたします。きのうはちよつと時間がございませんでしたので、私の方で端折って申し上げたのです。

二十三年の五月の十七日に岩手県の教育委員会の教育長から文部省に対して問い合わせをしたわけです。これは今の、きのうから論議になっております第五十四條第二項との関係なんです。その質疑の中で五つの点について質問しておるわけでございます。その第一点は「県教委は『学校一覽表による学校調査』を実施しているが、市町村教委は、地行法五十四條二項の規定により、報告提出の法律上の義務を負うものと解すべきか」第二番目は「右調査にあたり、市町村教委は、所管学校の校長または教員に対し、一覽表作成事務の補助執行を命ずることができると解すべきか、この場合命ぜられた

校長または教員は、この『学校一覽表』の作成に関する事務を拒否できないと解するが、どうか」三として「この場合、もしある特定の要求を遂行するための手段として、共同して報告の提出を拒み、調査の実施を阻害するがごとき行為はそれ自体違法と解するが、どうか」第四番目「国が県教委、市町村教委に対し、当該行政区域内の教育に関する件について、必要な調査、統計その他の資料または報告の提出を求めた場合においても、一、二、三の場合と同様に解するが、どうか」というのが四項までです。

そこで、きのうお尋ねをしておいてきよう御返事をいたしたいと思っておりますのは、第五番目「指定統計調査以外で国が行なう学力調査等委託統計調査について、当該事務を教委が受諾した場合においても、前記二、及び三の場合と同様に解してよろしいか」これに對しまして文部省は「一から五までお見込みの通り」と回答しております。

問題の第一点は、三十三年五月十七日岩手県の教育委員会の教育長に対する文部省の回答は、学力調査は依頼調査である。その次第二番目は、依頼調査であるから、教育委員会が受諾した場合において行なえ、受諾ということとは同意を必要とする、同意を必要とするということとは、いやだと言えんということとです。これは法律上の言葉でだれもが知つてゐるところです。従つて、今問題になっている十月二十六日に行なわれようとしてゐる中学校の学力一覽表テストは、文部省はこれは依頼調査、委託調査であるという、それからもう一つは、これは教育委員会が受諾し

た場合においてやれるのだ、こうなつておるのです。そうしますと、文部大臣がきのうから第五十四條第二項で、これは法律上の命令としてやるのだ、お前ら義務として出さないかというこゝとは全く違ふわけですね。何だつてこゝういふように全く正反對な回答をなさつておるのですか。文部大臣どうなんでしょうか。

○荒木國務大臣 横路さんからきのうそういうお話が引例されました、初めて私もそのことを耳にしまして、おつしやる範圍内のことでは、文部当局はときに應じて解釈を異にしているかなと、ちよつと氣になったのでございませう。そこでけさほどそれを見せましたら、一応検討したわけでございますが、必しもおつしやるようございませう。おしかりを受けねばならぬようなことではなからうでございませう。相当具體的になりましますので、その点は政府委員からお答えすることをお許しいただきたい。

○内藤政府委員 岩手県の御照会の第五は、先ほどお読みになりましたように「指定統計調査以外で国が行なう学力調査など委託調査について当該事務を教育委員会が受諾した場合においても、一、二、三、及び四の場合に對しては、前記二、及び三の場合と同様に解してよろしいか。」すなわち一般の委託調査においても、教育委員会が受諾した場合においても、二、三といふのはすなわち拒否ができないのだ、また報告を拒むことはこれは違法行為になる、こういう考え方でございますので、この二と三については、まあそこでお見込みの通りです。そこで疑問の点は、最初お述べにな

よ。内藤さん、こういう文書を読んでも、前段のどこを受けているかというふうなことに、それが解釈できないように、何でも小学校、中学校の義務教育について、初等中等局長という最高の責任者としてやれますか。だからあなたは卒直に、この三十三年五月十七日の岩手県教育委員会の教育長に對する回答のときは、言葉は足りなかつたけれども、学力調査は委託調査だと思つていた。従つてその事務について、は、教育委員会が受諾した場合には義務だが、受諾しない場合には義務ではない、そういうふうに考えていたが、後々疑義が出たのだからと言うならわかりますよ。それを正式文書で回答を要請されて、あなたは一から五までを、今になってそれは違います。そんなことが、この文書のどこから出ますか。あなたは男らしく、この時点にお

いてそう思つたら、そう思つたと言ふべきですよ。それを、そんなことを言つたら、あなたは全国の小学校や中学校の先生に笑われますよ。こんなことで国語教育ができますか。内藤さん、それはあなたの立場もあらうが、やはり認めるところはすなおでないといふことです。法律専門家だからなどといつて、そういう言葉でもつて、ごまかし通そうなんということはよくない。すなおにおつしやった方がいいですよ。

○内藤政府委員 私もすなおにお答えをしているのですが、お尋ねの岩手県から照会があった点は、二及び三の場合と同様に解しているか、この点が主でございまして、その点はお見込みの通りだと申したのであつて学力調査云々について、国が行なう学力調査、委

託統計調査という点まで私どもは認め
たわけじやないのであります。つまり
指定統計調査以外に委託調査もある
し、五十四条二項でやる文部省の調査
権に基づく調査もあるわけです。です
から、ここに少し観念の誤解があった
と思います。ですから私どもとして
は、今お話のように、疑問があるなら
この際に明確に、国が行なう学力調査
は、この意味の委託調査に入らないと
いうことを付記しておけばよかったの
かも知れない。ところがお尋ねの点
が、二及び三の場合と同様に解してい
いか、そこだけの点を見て、私どもは
回答したわけでございます。

○櫻内委員長 ちよつと速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○櫻内委員長 速記を始めて。

○櫻内委員長 それでは、次に公立高
等学校の設置、適正配置及び教職員定
数の標準等に関する法律案を議題とい
たします。質疑の通告がありますので、
これを許します。村山喜一君。

○村山委員 政務次官がおいでになり
ますので、政務次官並びに内藤初等中
等局長にお尋ねをいたします。

初めに、国民所得倍増計画の中で、
教育訓練小委員会の報告書が出てい
る。それによりますと、表の方に、昭
和三十五年から四十五年までの十一
年の学校卒業生の数が出ています。こ
れによりますと、中学校の卒業生は、そ
の期間に八百万人、高等学校の卒業生
は一千百万人、大学の卒業生が二百二
十万人で、合計して二千二百二十万人
だ、こういうことになっているようにで

ございます。そういたしますと、その
中学校の卒業生八百万人のうちで百六
十万人は公共的な訓練において技能訓
練をされる者、こういうふうな数が書
いてあるわけでありまして、さらにその
内訳を見てみますと、大抵職業訓練に
よるところの熟練工に該当する者が六
十万人、半熟練工が百万人、こういうこ
とに押えてあるわけですが、残りの六
百四十万人についてどういふような後
期中等教育をやっていくのだというこ
とは打ち出していないわけですね。従
いまして、所得倍増計画の中で、後期中等
教育の問題をどのように考えて、そう
いふような長期的な展望というものを
どういふ方向で把握をしておるのか、
文部省の考え方を聞かせを願いた
い。これによりますと、経済審議会の
答申の中に出てくるわけでございます
で、それに文部省がどの程度タツチを
しておるのか、それもわからないわけ
です。しかも、文部省の計画の通りにい
くならば、約九百億円の施設をやらな
ければならない、こういうようなこと
が出てくるわけですが、いわゆる急増
対策、並びに所得倍増計画の中で後期
中等教育をどういふふうにとらえてい
るのか、これはやはり今後のこの公立
高等学校の設置、適正配置及び教職員
定数の標準等に関する法律案と非常に
深い関係がありますので、そういうよ
うな構想をお示しを願いたい。

○内藤政府委員 所得倍増計画の一応
完成を見ます昭和四十五年までには、
定時制、通信教育合わせまして、中学
校卒業生の七二%までは進学させて
ございまして、この計画の中には先般
御審議いただきました定時制と技能者

養成施設との連係とか、あるいは特殊
教育の全国的規模における通信高等学
校の設置等の計画を繰り込んでおりま
せんので、さらにこの数は増加するも
のと期待しているわけでございます。
で、残りがどういふふうになっており
ますかと申しますと、各種学校に行っ
ておる者、青年学級に行っている者、
あるいは農林省の関係のもの、あるい
は建設省関係のもの、いろいろと各省
青年教育が分かれております。その
青年教育の実態を来年度調査をいたし
まして、そこに国民教育としての基本
的な線を貫きながら、後期中等教育の
完成充実をはかつて参りたい。できま
すれば、何らかの形で、一週間に一日
ぐらいの義務制もしけないものかどう
かという点を実情を把握いたしまし
て、そういう目標のもとに検討を進め
てみたいと考えているわけでございま
す。

○村山委員 これは文部省が出しまし
た「進めゆく社会の青少年教育」三十
五年十一月号に出ておるのですが、十
五才から十七才の青少年五百八十九万
のうち、今局長の方から話がありまし
たように、青年学級であるとかあるい
は各種学校、そういうようなものに入
っていない子供、高等学校にも入っ
ていないという子供が二百四十万人そ
ういふのが数字として出されている。
後期中等教育の必要性は説かれなが
ら、これに対する対策は全然ない、こ
れが実情ではないかと思ひます。今国
民教育の一貫としてこの問題を考え
参りたい、こういうような話がありま
したが、国民教育の中における高等学
校教育のあり方、高等学校教育を国民
教育の中においてどういふような位置

づけをしよというお考えなのか、こ
の点を承りたいと思ひます。というの
は、やはり文部省の統計資料の中に入
っているわけですが、親の希望調査を
したものがその数字の中に出てくる。
親で中学校卒業だけでよろしいという
のは全体の二%、ほとんど高等学校、
大学に入らなければならないという希
望を持つてゐる。そういう実情にかん
がみて、高等学校の全入という問題が
当然出てくる。それをあなた方はどの
ような角度から取り上げていこうとし
ておいでになるのか、国民教育の中
における高等学校の位置づけについて承
りたい。

○内藤政府委員 高等学校は国民教育
としての最終段階と考えているわけで
ございまして、もちろん義務教育だけで
一応社会に出るだけの十分な素質があ
ると思ひますけれども、さらにこれ
を高めて国民教育としての最終段階に
持つていきたい、こういう趣旨で考え
ているわけですが、この中で現在のと
ころ、高等学校の入学率を見てみます
と、希望者の九五%くらいは入学して
おるわけでございまして、ただ、高等学
校の場合には、一部に有名校への殺到が
ございまして、試験の競争が激化し
ていることもありますけれども、全体
としては九五%程度進学をいたしてお
りますから、この進学率を毎年向上さ
せることによつてこの不安は解消され
るのではないかと。四一五年までに
は少なくとも七二%を目標にやつて参
りたい、こう考えているわけでありま
す。

○村山委員 この教育訓練小委員会の
青少年の教育訓練の拡充のところを見
てみますと、昭和三十八年の急増期に

おいて高校への進学率は五八%で押え
てあるわけですね。その押え方は、昭和
三十八年中学校の卒業生が二百五十一
万と急増するときの進学率は、三十四
年の中学校卒業生百九十七万人に対す
る進学率五八・八%より一、二%上回
る五八%と押えた、こういうことにな
つてゐる。ところが、今年は五九・五
%、来年はまだ進学率が上がるわけ
です。大体一、五%ないし二%上がつて
くる。そうなる参りますと、昭和三十
八年四月におきましては、五八%で
押えるということ、それだけ高等学
校の進学者を少なくしていく、絶対数
においては少し詰めの計画があります
からふえますけれども、進学率そのも
のにおいては低下せざるを得ない、そ
ういふような考え方のもとに今度の計
画が立てられてゐる、こういうように
受け取るわけですが、これは親の希望
に沿う方向ではなくて、親の希望より
も後退をしてゐる、そのような打ち出
し方だ、このように受け取れるわけで
すが、五八%に三十八年の四月を押え
た理由はどういふところにあります
か。

○内藤政府委員 三十四年から類推を
いたしまして五八%という数字を一応
出したわけであります。これは一応の
数字でありまして、今お述べになりま
したように、補正をしなければならぬ
かと考えているわけでございまして。特
に本年と来年は中学校の生徒が一番低
い時期でありまして、今年はおそらく
百四十数万だと思つております。です
から、卒業生が非常に少ないから比較
的無理なくしてといひますか、最も楽
に入っているわけでございまして。そ
ういふ点から考えても、まだ六〇%にな

つておりませんので、三十八年度の進
学率をどう見るかにつきましては、ま
だ最終的に私ども固めておりませ
んが、六〇％程度に修正をいたしたい
という考えも持っているわけでござい
ます。

○村山委員 そうしますと、この訓練
小委員会の考え方というものは、三十
八年の五八％をもとにいたしまして、
そして三十九年にはそれよりも一・六
％上がる、さらに三十九年から四十年
にかけては一・八％逐次上昇をいたし
まして、昭和四十五年には七二％、こ
ういうような数字の押え方をいたして
いるわけですが、最終の段階における
四十五年の七二％という数字も、やは
り初めの五八％という計画を修正をさ
れるのであれば、当然それよりも上回
るもの、こういうふうに考えて差し
つかえないですか。

○内藤政府委員 必ずしもそれは参ら
ぬと思うのです。初年度によけい見ま
すればカーブがなだらかになってくる
わけでございますから、最終年度は七
二％程度で押えたい。三十八年の当初
は六〇％程度に修正をしていくべきで
はなからうか、これは今検討中でござ
います。

○村山委員 そういたしますと、三十
九年度は三十八年度よりも下がるとい
うことになるわけですね、六〇％に上
げられたら、ところがその次は五九・
五％、そういうような数字で組まれて
いる。そういたしますと、同じ急増期
の間において、三十八年は上げて三
十九年は若干下げる、そういうような理
論的な根拠はありますか。

○内藤政府委員 別に下げるというこ
とは考えていないのです。初年度だけ

直してあとと直さぬということでき
て、全体的に若干の修正は加えなが
ら、最終年度は七二で押えたいとい
うこととございまして、三十八年より
も三十九年が進学率を低くするなん
ていうことは考えていないのでござい
ます。

○村山委員 そういたしますと、そう
いうようにならぬ曲線を描くよう
に進学率を上昇させていく、ところが
最終年度だけは七二％に固執をする考
え方は、どこから生まれてくるので
すか。

○内藤政府委員 これも全体計画を見
てからでないとはつきり申せませ
んが、七二％と申しますのは、大体の過
去の経済の伸び等から考えて無理のな
い線ではなからうかというので四十五
年を想定したわけでございます。そ
で三十八年をどの程度に押えるかとい
うことは、先ほど来申しましたよう
に、現在の進学率を保証していきたく
というのが基本でございまして、その
間におきましては、カーブの仕方はい
ろいろとあろうと思うのです。年度に
よって若干ずつは違つて参りますけ
ども、少なくとも急増期の三カ年
間、あまり進学率をふやす考えはない
のです。そこは、急増で満員でござい
ますから、その際は、進学率は大体同
じ率で、それ以後において進学率をふ
やしていく、こういう考え方をとつて
いるのでございまして。

○村山委員 この法案の中で見られる
ように、附則の条項で、生徒の増減の
百分の九を減ずるところの措置が第六
項でとられておるわけです。この期間
はなぜ必要かということになると、急
増期間の間、やむを得ずしてとられな

ければならぬ措置として出されてい
ると思う。そういたしますと、今局長
が言われる急増期間の間は進学率を
できるだけ上げないように、あまり曲線
を描かないようにして参りたいという
考え方といたしまして、この急増期間
中においても、やはり一・六％、一・
八％、一・九％、二％というように逐
次前年よりも上昇をしていくように計
画は作られておるのです。今お話し
やることは食い違ひうじやないで
すか。

○内藤政府委員 これは違ひないので
ございまして、この考え方は、高収急
増をどう処理するかという問題で、三
十八年度以降において現在の進学率を
保証するためには、三十八、九、四十年
の三年間に大体百二十万程度収容しな
ければならぬ。その収容の仕方は、
私学で四十万、公立で八十万を見込
んでおるわけでございまして。公立の八
十万のうち、府県からの報告を集めてみ
ますと、新設で大体二十数万予定され
ておるわけでありまして、それから既設
の学校の学級増で約三十万が見込まれ
ておるわけでございまして、あとはす
し詰め、すし詰めと申しまして、一割
程度はしのでいたしたい。そこで
一割かりに定員がふえても、定員増加
はいたさないという趣旨がこの項に出
ておるわけでございまして、これと直
接の関係はないのでございまして。

○村山委員 急増期間中はすし詰め
で五十五名というふうに入れたら差し
つかない、しかも第六項の中で、今度は
生徒数の補正をやる、この補正をやる
のは教員の配置にも関係があると思
うのですが、この百分の九は減じて、そ
れだけの生徒はおりながら減じた数で

見ていく、それによつて教職員の定員
をはじき出していくんだ、こういうこ
とになると思う。それはやはり急増対
策上やむを得ない。さしあたり将来に
おける教員の、そういうような学校の
構成等も考えなくてはならないので、
こういうような便宜的な措置がとられ
たものだと思う。ところがその期間に
あつても、なお生活の安定の向上が統
いていくわけですから、それに従つて
進学率はふやしていくんだという考
え方が打ち出されておるものと私
たちは受け取つておる。ところが、その急
増期間の間は進学率はできるだけ押
えていくんだ、こういうような考え方
からすると、初めに出されたこの教育訓
練小委員会のそういうような見込み
と、今、内藤さんがおっしゃること
とは食い違ひがある。そこは非常に重
大な問題だからその点をたゞしてお
きたいというところで質問をしたわけ
です。あなたのお答えになつておるこ
とは間違ひでしよう。

○内藤政府委員 決して間違ひじゃ
ございません。教育訓練小委員会の結
論も、ある意味では修正をしていただ
かなければならぬかと思うのでありま
す。すなわち初年度の計画を五八に見
たという点には、私は問題があると思
います。文部省としては、今の計画
では六〇％でスタートしたい。それ
からあなたのおっしゃるように、急増
期間中にもほとんど進学率をふやして
いきますと、急増後において今度は教
室ががらあきになるという事態も起
きかねないわけでありまして。一べんに進
学率をふやすことは非常に危険だと思
うのであります。ですから、一年間に
一・何％と進学率を見ていきますと、

急増の終わった昭和四十二、三年ごろ
には、ある程度の伸びは当然でござい
ますけれども、それを必要以上に上回
りますと、今度は教室ががらあきとい
う事態も生じかねないわけでありま
す。ですから、その辺のカーブを考慮
しながら私どもは適正な増員を考えて
参りたい、拡充をしていきたいと思
います。

○村山委員 今の答弁を聞いておりま
すと、前の答弁からすると今度は若干
変わつてきた。今度は幾らか上昇のカー
ブを認めるような考え方。そういた
しますと、大体七二％という数字は固
定的に押えて、その間においては、漸次
それに近づいていくようにするという
小委員会の考え方に落つていくと思
うのですが、その点はさうでしよう。
そういたしますと問題になるのは、こ
の法案によりまして、昭和四十四年の
三月三十一日まで、そういうような
暫定的な措置を講ずることになつてお
るわけですね一学校の定員にいたしま
しても、あるいはその生徒の数につ
いて百分の九を減ずることにはいたし
ません、その通り。ところが生徒の数が、
そういうような進学率の推移をたどつ
てみますと、昭和四十四年の四月現在
においては、全体で高等学校に入つて
いる者の数は三百八十二万、昭和四十
三年の四月においては三百九十六万、こ
ういうことになりまして、わずかに十
四万しか違ひはないわけですね。そう
いたしますと、昭和四十四年の四月に
おいては、これはもうそういうような
生徒の数の上においては前の年とあまり
変わりはないわけですから、やはり急
増期に入らなければならぬ。急増の
概念に入らぬと思う。そういたしますと

きたいと思えます。

そこで私、この法律の内容の問題に

てはならないという規定まで置いているわけであります。ですから、一般の市町村は小、中学校をやっている、高等学校は府県が主体となつて、小さな町村でも県で作つていただくのが筋でなからうか、しかし、町村が財政力があつてせむ作りたいとおつしやるものについては、この法律はもちろん認めていきたい、こういう趣旨でまたお話の小さいような点は、本校——定時制の小さい学校もありますけれども、たいていはその県の分校になつておるようでございますから、分校としてこれを育てていくことも可能でございます。

○村山委員 最近、急増期を迎えて参りますと、そういうような高等学校の整理統合というようなのは心配ないと思う。しかしながら、各市町村残らず高等学校を県立のものを作つていくということは、これは地方財政の実情を知らない文部省の考え方であつて、そういうようなふうには参らない。だから、適正規模というようなことが取り上げられるわけですが、また現実においては、町村立の高等学校を県立にしてもらいたい。ところがそういうような要求を出しますと、県の方では一つの基準を作りまして、これだけのものを整備して持つてきなさい、そうしたら引き受けましょう、こういうようなことで、だんだん市町村立の高等学校の数が少なくなつて、そして県立の高等学校の数が多くなつていく、こういうような傾向が現実においてあるわけですね。そういうしますと、今度はどうしてもその基準に当てはまらないようなところは、やはり市町村で持つておるかあるいは廃止するか、それ以外にはない。そこで、今度こういうよ

うな法律が出て参りますと、もう自分たちのところでは人口規模から見ても、財源から見ても、高等学校を維持していくだけの地方自治体ではないから、この法律等に示してあるように、政令の基準にも該当しないから、この際もうやめたかどうか、こういうようなことにもなりかねないわけであります。そういうようなことがないようになり、あなたの方で行政通達を出すなりして指導してもらいたい、これが私の質問の趣旨であつたわけです。

その点はそれでおきまして、第五条。この第五条につきましては、きのうから論議されて、収容定員の問題をめぐりまして、いろいろ自民党と社会

党の方で修正案がまとまりつつあるようでございますので、ただここで一つだけお尋ねしておきたいのは、「ただし、本校における生徒の収容定員については、専門教育を主とする学科を置く場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。」そこではただ本校だけに指定してある。本校の場合でも、専門教育について、ある場合には、定時制の場合には分校で一年生と二年生をやる、そして三年生、四年生は本校に持つてきて一緒にやる。こういうような学校形態というものもある、そのような分校もあり得ます。そうした場合には、いわゆる本校におけるところの専門教育を主とする学科を置く場合、あるいは政令で定める特別の理由がある場合、これは認めよう、そして分校の場合には認めない、こういうような論理というものはどこから出てくるのですか。

○内藤政府委員 本校を一応三百人としたしましたが、たとえば水産教育の

ような場合に収容定員が非常に少ない場合がある、三百人未満のものがあるわけでございます。その場合は、これは数科の性質上やむを得ないと思うのです。そういう意味からこの特例を設けたわけでございます。分校の場合には原則として百人——本校の場合には三百人は欠けても少なくとも二百人以上はなければならぬという気持は持っているのですが、百人というのは教育を運営する場合の最低の単位ではなからうかと実は考えたわけでございます。これについてはただし書きを設けなかつたわけでございます。

○村山委員 やはりこれは本校で三百、分校で百という定員のそういうような一つの基準というものを設けてある。ところが政令で定める場合なりあるいは専門教育を行なう場合において、先ほど私が申し上げましたように、一年生、二年生というものと三年、四年というものとを分けて、そして前期の二年間は分校で教育をする、そして後期の二年間は本校で教育する、こういうような形態をとられておる。あるいは本校と分校との間を先生が行ったり来たりすることによって、そして分校の教育というものが成り立つようなところもあります。そういうようないろいろな地域——特に水産を例に引かれたわけでございますが、そういうようなところはたまたまば真珠の養殖なら養殖をやっている、そういうところは特定の地域でなければならぬ、こういうことで養殖科がある、そういうものは主として分校に置かれておつて、一年生、二年生がまずそこでやる。三年、四年になったらほか

の専門の水産学科もやるので、それは本校の方でやる。こういう場合のことも考えられる。そうすると、これは本校だけということにして政令で指定していく方式をとるよりも、本校も分校も、やはりそういうような専門学科であるとか、あるいは政令で定める特殊な場合は当然同じように取り扱うべきである、こういうふうに考えるのですが、どうですか。

○内藤政府委員 御説もつとものようでございますけれども、実は百人というのには学校運営の最小規模である、こういうふうに考えましたので百人と規定したわけでございます。たとえば教員組織にいたしましても、ある程度充実するためにどうしても百人ぐらいいないといふ完全を——私どもは百人でも、それでも学校経営上ある程度の効果も期待できる。これ以下になりますと、学校形態規模としてはあまりに小さ過ぎるのではなからうか、こういう点で例外規定を設けなかつたわけでございます。

○村山委員 今の説明を聞いておりますと、ただ百名という人数だけの説明であつて、そういうような教育上同じような本校、分校のような例が具体的な問題になつた場合には、説明が十分でないようであります。この問題はまた委員会であるという論議して修正案が出てくるだろうと思つたので、そのときに譲りたいと思つた。

法案の七ページに第二表が出ております。その「農業、水産又は工業に関する学科」の場合にはこれは一・二五という学級の補正を行なうようになつてゐる。これはなぜそういうようにな

てあるかということ、普通科の場合には五十名だが、農業、水産、工業の場合は四十名ということになるので、一・二五乗しなければ補正係数にならないわけですから、一・二五という学級の補正がここではなされておるわけです。そういったしますと、同じ欄の「商業又は家庭に関する学科」というところでは一・〇七五という、これはそういうような班別学習をするので、そこでは実地教育をやる場合におけるところの増加係数が出ているわけですね。そういったしますと、第二号の「農業、水産又は工業に関する学科」について、「次の八ページに出ておりますように「農業又は水産に関する学科」の場合には「当該学科の数を乗ずる。」「工業に関する学科」は「当該学科の数を二を乗ずる。」これもやはり一つの学科補正であります。そういったしますと「商業又は家庭に関する学科」というのもこれは一つの学科補正であります。そうすると、前の「農業、水産又は工業に関する学科」というのは学級補正であります。従いまして、これが一つの欄の中に入つておるといふことは、法律の体系からいって、片一方においては学級補正が入つておる、それと同じように片一方においては学科補正が入つておる。そのねらいとするものはお互いに違つておる。違つておるものが同居しておつて、さらに第二号においてはそういうような学科補正というものが講ぜられておる。こういうような形で見た場合には非常にすっきりしないものがあると思うのですが、なぜ学級補正の係数は学級補正の係数としてすっきり一つ

にして、それから学科補正のものは学科補正のものとして一つのスタイルにまとめ上げてお出しにならなかつたのか、そこら辺について承りたい。

○内藤政府委員 お話の点も一つの御意見だと思つた。ただ生徒の補正をする場合にどういふふうには補正するか、農業と水産の場合には四十で組んでおられますから、一・二五をかけて普通科の五十人と同じになるわけでありませう。商業や家庭の場合は五十人が原則になつておりますが、若干の中で実験、実習を伴うものがあるわけなんです。が、実験、実習をはつきり打ち出す場合には、うしろにありますが、農業または水産あるいは工業に関する学科、これは明確に実験、実習が非常に多いわけでございます。ですからこういう学科補正の形をとつたわけでございます。商業、家庭はその中間でございます。普通課程に非常に近いものでもございまして、普通課程に若干の補正をした、こういう趣旨でございます。

○村山委員 普通課程に若干の補正をするといふことは、これは一・〇七五分はそういうような実習の形態をとるのだ、だから当然そこに班別学習という形態をとらなければならぬ、班別学習という形態をとるがゆえに、そういうような実習教員というふうなものも少しは必要である、こういうようなことで打ち出しているわけですから、当然考え方がいへば、農業、水産の場合には、当該学科の数を二を乗じたもの、それから工業に関する学科の場合には二を乗じたもの、そういうようなものと同じような係数の中に入れる

べきなんです。ところがそれが前の方では、学級補正の体系の中に入れられておる。これは法律の形態としておかしいじゃないですか。

○内藤政府委員 これは先ほど申しましたように、農業、水産、工業については、従来から学級補正というものを加えたのです。学級補正を加えた理由は、主として実験、実習が非常に多いのであります。生徒数の補正では補い切れないものがあるわけでありまして、ただ商業と家庭につきましては、大体普通課程に準じて、おるわけでありまして、ですから、その普通課程の補正については、若干の補正をすればいいのであつて、農業や工業ほど明確に学級補正する必要なし、こういう考え方を持ったわけでありまして。

○村山委員 そうすると、一・〇七五というのは、これは学級補正じゃないのですか。学級補正ですか。おかしいですね。

○内藤政府委員 学級補正の分になるわけですが、つまり大部分の授業は普通課程並みに五十人でやるわけですが、実験、実習をやる場合には、四十人でやる。ですからこの考え方はあくまでも学級補正なんです。

○村山委員 これは産業教育振興法の第三条の三による措置ではないのですか。

○内藤政府委員 お説の通りでございます。

○村山委員 そういたしますと、これは増加係数である。そしてその産振法に基づいて優遇的な措置を含む係数なんです。そういうふうな把握していいですね。そういったしますと、前の一・二五というのは明らかに学級補正なんです。

すよ。定員五十名と四十名というその学級補正だけです。もうはつきりしたことと、それは優遇措置でも何でもない、ほんとうのそういう学級補正係数なんです。

○内藤政府委員 これは、あなたのお考えもおかしいと思つたのです。農業、水産、工業について教員数をよく見るわけでございます。これは生徒数に換算しますれば、五十人が四十になりますから、それだけ総数としては、生徒の割合から見ればふえるわけでございます。ですから、優遇措置という点については、私は同じだと思つてます。ただ商業と家庭の場合には五十人である授業が大部分でございます。ですから、実験、実習の場合には四十人でやらせたいという意味であつて、これも優遇の措置なんです。同じだと思つたのです。四十人でやるから商業や家庭はふえるわけですね。

○村山委員 農業、水産、工業というのは、普通科五十名に対して四十名です。これは四十名でなければ教育ができない。もつと人数が、少ない方がいい。こういうのが考え方なんです。ところが中には四十名という定員でなくて、五十名という定員の府県もあるわけですね。そういう例があります。その場合には、この増加係数が学級補正係数としてここで考えられる、学級補正係数でなければ、これが増加係数だということになる。ということ、それだけ今度五十名編制の学級を作つていきま

す。教員の場合は生徒数に応じて出てくるわけですから、非常に教員はふえる。そして学級はさほど四十名のところと比べて、ふえないわけですね。

よ。そうなるて参りますと、それだけ得をするといひますか、五十名編制のところの方がすし詰め教育という形における教育形態が行なわれる。これを増加係数だということに、考えてみれば、当然すし詰め教育を奨励していくという方向につながるわけですね。だから、これはあくまでも学級補正係数だという押え方をしなければつじつまが合わない。

○内藤政府委員 産業教育法第三条の規定の通り優遇されているわけなんです。優遇されているというものは、四十人の形態でございます。ですから、教員一人当たりの生徒数はそれだけ減るわけでございます。この観点から見れば、優遇になるわけですね。それから商業、実験の場合には、原則としては五十人、ところがその中に実験、実習を伴うものが何時間かございますので、その分を計算しますと、一・〇七五をふやしませんと、四十人の教育ができないわけですね。だからこゝに矛盾はないわけですね。農業、工業の場合には、これはまるまる四十である。商業、家庭の場合には、大部分が五十でございますが、一部分は四十であるという数字でございます。

○村山委員 どうも納得がいかない。全国の場合には、四十名編制の工業学校あるいは農業学校というものは七二%が四十名の学級になっておる。ところが二八%は五十名の学級編制をやつておる。この五十名はあくまでも増加係数なりという考え方で押していきなれば、私は、すし詰め教育の奨励になるんじゃないか、こう考えるのです。だからこれはあくまでも学級補正係数で

ある、もしなければ四十名という標準を設定したことにそむくので、ここです。そういうような救済措置がとられておる。その次に農業なりあるいは水産の場合には実験、実習を伴うので、実験、実習の教員というものが一学科について二人ずつ要するのだ、あるいは一人ずつ要するのだ、こういうようなことなんです。そうすると、家庭、商業の場合でも、そういうような場合には学級の半分の半分、四分の一は実習をやらなければならぬ、そういうような実習教員が必要である、こういうようなことで、一・〇七五という数字が生まれてきたわけですね。そういういわゆる実験、実習を主体にする係数からいけば、あくまでも第二号に示されてあるところにまとめなければおかしいというのですよ。

○内藤政府委員 私は決してそうは考えないのでございまして、結局あとの学級補正で見ましたものだけが実験、実習をやつてゐるわけじゃない。前の計算の分とあとの計算を合わせた総数で教育を行なつてゐるわけですね。ですから実験、実習がその分で、これが学級の分だというふうには区別できない。だから農業工業は総数をできるだけ多くする、それから商業や家庭も若干ふやす、普通課程もふやしていくというところが趣旨なんです。要するに学校経費をするのにどれだけの学生が必要かという判断の問題にかかつてくると思ひます。お話のように学級補正だけで実験、実習をやつてゐるならそういう議論も成り立つと思ひますけれども、そうじゃないのでございまして、前の分では十分カバーできないから、こういう学級補正というものを

つけ加えたわけですね。

○三木(喜)委員 ちよつと関連してお聞きしたいのですが、結局今問題になっておるのは、一・〇七五という係数は増加係数、一方は学級補正の係数である、こういう見方をしなければいけないのじゃないか。というのは、工業学校の場合、四十名の学級もあれば五十名の学級もあるわけなんです。四十名の学級は、なるほどおっしゃるやうに一・二五を掛けますと五十になる。しかしながら五十名のところは、これを受け入れて一・二五を掛けたら六十何名になる。そういう計算をしていいかということですね。そういうことになつてくると、この一・〇七五というのはサイド教員の方に持つていく、むしろ商業学校のこの形は、言うなれば第二表の二に持つていく方がいんじやないか、商業のサイド教員という考え方をやる方がいんじやないかという質問が今の焦点でございます。それで、突き詰めて申しますと、前の三十三年の通達を執行せずして、一学級を四十名にせずして、工業学校を五十名のままに放置しておつた、知らないで、あるいはなまけておつた、もういふ県がこれをそのまま受けたら、もういふわけなんです。そんなことをしていかということなんです。前のところに一緒に並べておいて……。それが問題なんです。

○内藤政府委員 これは六条にこういう規定がある。公立の高等学校の全日制の課程または定時制の課程における一学級の生徒数は、やむを得ない事情がある場合を除いて五十人、次にカツコして、農、水、工の場合については四十人を標準とする、この規定がござ

九

第一類第六号 文教委員会議録第七号 昭和三十六年十月十九日

いますから、今お話しのようにもうけさせないようにしておるわけでございます。

○三木(書)委員 この前からずっとこの論議的になつてゐるのは、この定数法というものは、文部省の方として、実数を単位とする、実数を押えてやるというのを説明しておられた。これをこのまま本年から実施するけれども、今までは実績がある。それをどう考へるかという事です。それを実績を下回らないでか、あるいは実績を押し下げるという事を文部省は発表しておられた。そこに矛盾を感じて村山委員の方から尋ねてゐるわけです。これは三十八年から実施されるわけです。そうすると実績というものがあつたが、やはりそのときになつたら、今五十名あるのを四十名にさすわけですか。

○内藤政府委員 この法律が通りますれば、即刻四十人にさせる方針でございます。

○三木(書)委員 五十名を四十名に即刻をやる、そういうことができますか。五十名、今ある組を十人どこにやるのですか。

○内藤政府委員 この法律は、やむを得ない事情のある場合を除いて四十人に切りかへる、そうして定員が不足となるならこの法律に基づいて定員増加を要求していただきたい、こういう趣旨でございます。

○村山委員 第九条ですが、この教諭の数で具体的な例を考へてみたのですが、定時制の農業の分校がある。そこは四年制課程で定数は百六十名。ところが最近の農村の実情からいつた場合に、一年生に入るのは四十名いる。と

ころが二年生になつたらそれが三十名になり、三年生になつたら二十名になり、四年生になつたら九名くらいしか残つていない。こういうような実情がもう農村には至るところにあるわけです。そういたしますと、これを足し合せてと九十九名という数になる。九十九名の場合、この配当の数から割り出して参りますと五人、それに百人以下の分校一クラスすることになりましてから合せて六人、そうすると、この法律の中では百名以上、百人おつた場合には八名の教諭が置かれることになる。だから、二名の差をもつて今度は学校の先生も二名違ふ、こういう結果が出てくるわけですが、そういうような場合に一体何をねらつてゐるのかというところが問題になる。というのは、募集定員の半分も満たさないような学校は、学校に対する教員の配置を少なくすることに於て整理統合をしようという考へ方があるのではないか。こういうようなことで、あなた方が八名というのは、これは高等学校の場合には八教科が必須である。だから、一教科について一人ずつの先生が必要だということ、最低保障として定時制の場合には百名をちよつとした場合には八名を置くのだ、こういうような救済規定が設けられたのだと伺つてゐるわけでありまして。そうしますと、そういうような例として九十九名という数字が出てきたときには、やはり生徒が二名違ふことによつて先生が二名違ふという結果が出てくるわけですが、そういうようなねらいは一体何があるかということですか。

○内藤政府委員 定数を計算する場合にはある程度やむを得ないと思ひま

す。決してこれは各学校の定数をきめてゐるのではなくて、算定の増減としてこういうものを積み上げて、府県や市町村ごとの総定数をきめて、そうして交付税で保障する。そうすれば、教育委員会が知事折衝をいたしまして、その総数は確保できるわけです。これをどういふふうに配当するかは教育委員会の職責であります。今おつちやつたような場合にむづやな定員をすることはよくないと思ひます。できるだけ実情に合うような配当計画を立てるのが教育委員会の職責であります。

○村山委員 その配当をするのは、もちろん教育委員会の職責でしょう。しかしながら現実計算をする場合においては、そういうようなことが言えるわけでは、一校々々の場合の計算をした場合には、そういうようなことになつた。だから、現実の問題として、お前

のところは教員も少ないのだから学校をやめたらどうかということになりかねないのです。私がその問題をあえて言うのは、三十四年の五月一日現在の指定統計による百人以下のそういうような学校が幾らあるかということとを調べてみたのですが、それによりますと、全国で、本校で二百八十九ある。これは定時制です。全日制の場合は四校ある。それから百人以下の分校、これは全、定合せてですが、六百二十四あります。そして百名から二百名までが五百十九校、二百名から三百名までが二百二十八校ということ、特に百名以下の分校ということになると六

うようなところにあるわけです。そうしますと、この割り出し方からいいますと、標準定数の計算においては、もう百名以上でなければ最低規模の人員は配置しないのだ、だからお前のところは九十九名だから、あるいは八十名だから、早くも分校を開鎖してしまへというふうな意図があるのではないかと、こういうふうにも悪く解釈したら

りませんか。

○内藤政府委員 それは私どもは思ふのでございまして、そういう趣旨では毛頭ございせんので、これは先ほど来申し上げましたように、あくまでも積算の基礎でございまして、これを全部積み上げまして、その総数をかぶせて保障しようというのでござい

ます。それで全体のワケが今の実績よりはるかに上回つておりますから、今の実績を下げるような配当の仕方はしないものと思ひます。そのように私どもとしては強力な行政指導をいたしまし、現状よりも悪くなるようなことのないように最善の努力をいたしたいと考へております。

○村山委員 全体的な数の上において

十名、石川で二名、富山で一名、こういうように、現在配置されてゐるものよりも養護教諭については非常にたくさん、山の県が数が少なくなる。こういうような結果が出てゐるようでございます。学校の校長、教員、いわゆる教諭というものの押え方においては、全体の中で一万三千三百五十六名もふえるような結果が出てゐるのに、養護教諭についてはそういう結果が出てゐる。非常にマイナスになるところがたくさんある。こういうような事態は避けなければならぬものだと思ふのです。が、なぜ養護教諭だけそういうような措置をおとりになつたか、この点について何かあればお知らせ願ひたい。

○内藤政府委員 養護教諭だけ特別に少なくしたわけではございません。で、養護教諭も約二百五十名ほどの増員になつてゐるわけですから、実習助手も全体を見ますと二千九百九十五名、事務職員も約二千名ほど全体でふえるわけでございます。そこで各職種別にあるいは学校別に見ますと、多少のことはあるのは、これは一つのものさしを当てがう以上やむを得ないと思ふのです。問題は、総数でございまして、その総数の中で、現状を下回ることのないように配置をしていただきたいというのが私どもの考へ方でございます。この点につきましても、養護教諭につきまして今後改善をしていきたいと思つてゐるのでございまして、ただ全体のワケがあまりにふえますので、その全体をふやすわけにも参りません。で、この程度でがまんをしていただかなければならぬかと考へたわけでございます。

○村山委員 養護教諭がこういうふう

にたくさん配置されているのは、それぞれの地域の事情がある。交通が非常に不便で、医者がいないとかいうようなところは養護教諭でも配置をしてもらいたい、こういうようなことで今までたくさん配置をされておった。ところが、これが少ししか配置をされていないところは、ふやすことができるわけですが、配置されている養護教諭は養護をつかさどるのであって、普通の教員には、免許法その他によつて切りかえができません。だから教壇に立つことはできない。そういたしますと勢い首切りという問題が出てくるわけですが、そういうような問題はどうかいうふうに行行政指導をしようとお考えになっておりますか。

○内藤政府委員 高等学校の養護教諭につきましては、小、中学校に比べてだいぶ優遇しておるのでございます。御承知の通り小学校が千五百人に一人、中学校が二千人に一人の割でございますが、高等学校の場合は、六百人以上について最低一人というふうになっておりますし、この基準でやりましたも二百五十名ほどの増員を見るわけでございます。実際に配当する場合に、先ほど申しましたように、総数が上回っておりますので、総数の範囲内で現在の実績が低下しないように強力な行政指導をする考えでありますから、首切り等の不祥な事件は絶対にないとは考えておるのでございます。この点につきましては、教育委員会に強力な行政指導をいたしまして、御期待に沿いたいと思っております。

○村山委員 行政指導をしていただくことはけっこうですが、またそうしてもらわなければ、現に八十四名も減らされるような――北海道のごときは、この法律が出たために、おれたちは解雇になる、だから行きどころがない、首を切られたのでは首切り法案と言わなければならぬようになります。その場合には、先ほど小、中学校の例を言われたのですが、それは生徒の総数に對して千四百名について一人とか、そういう計算の方式をとっている。ところが高等学校のこの法律案は、六百名から二千四百名までの間は一人、こういう計算方式ですから、この計算方式は、先ほど例にあげられた小、中学校の場合とは違ふ、この点だけは間違いないだろうと思ひますので、言わしてもらいたいと思ひます。

さらにはたとえ北海道で実習助手が百二十一人減らされる、それから大阪で百三十四名減らされる、兵庫で百三十七人、岡山で八十六人、広島で九十一人、こういうふうの実習助手の減らされるところがある。これは、今まで高等学校の設置基準に基づいて配置をされているところがこういうふうにならざる、そのように減らされることとは、なるほど教諭の数においては若干ふえているから、その教諭と実習助手との間のバランスをとりながらやっていくのだということになれば、いろいろ行政的に措置はできるであらうとは思ふ。しかし各県でこの法律に基づいて定数条例を作った場合に、実習助手の数は幾ら、教諭の数は幾ら、こういうことになるか、実習助手がはみ出た場合は、首切りになるのではないかと危惧しておりますが、そういう危険性はどうか、お答え願ひたい。

○内藤政府委員 実習助手の中にも事務の方も入っているように見受けられるのでございます。全部が実習助手ではないと思ひます。そこでこれは先ほど来申しましたように、総数のワケをきめる積算の基礎でございますので、この通りやれば、おっしゃる通りに首切りになるわけですが、それはこの法律案の趣旨ではないわけでございます。ですから、総数において現状を下回らないように、またそういう首切り等の不祥なことの無いように、これを県が適正な配置計画を立て、適正な条例を制定すべきと思ひます。しかもこの基準は最低限度でありまして、交付税で保障するという基準でございます。これ以上を置くことは、本法案から排除しているわけではありませぬし、むしろ多いはどうかと思ひております。

○村山委員 実習助手は、教諭の資格を持つていた場合には実習教諭になれる、だから教諭のところにランクできるわけですが、資格のない者は、やはり実習助手、そうしますと、やはりそういう危険性がある。従つてこれを教諭の定数がふえるのだったら、教諭の方に引き上げるように、何らかの指導講習でも開いて、単位を与えて身分の安全を期していくのだ、こういうような具体的な方向が示されてしかるべきじゃないかと思ひますが、そういうようなことはお考えですか。

○内藤政府委員 これは教員の方の定数が相当余裕がありますので、このことは当然のことと考えておりまして、文部省もそういう趣旨で指導したい。

なるべく早く実習助手も実習教諭に優遇するような方途を各県とも講じてもらつしやうと思ひますけれども、現在のところ教員定数のワケがない、やりたくてもない、やれないという実情でございますから、この面につきましては、今回は定数に余裕がございますので、一そう強力な指導をして御期待に沿ひたいと思ひております。

○村山委員 第十二条の事務職員の数との関係ですが、事務職員の数につきましても、部分的にやはり整理をしなければならぬところが出てくるようでありまして、文部省の方で調べた北海道は三十二名ふえることになっておりますが、実際は二十九名やめなければならぬ、あるいは京都の場合は五名ふえることになってくるようですが、五十四名整理をしなければならぬ、山口の場合は四十六名ふえることになっているけれども、五十八名整理をしなければならぬ、こういうようなものも出てくるようですよ。その実情は、これはよく調べてもらわなければならぬといわけですが、ここに掲げました事務職員というものは、地方自治法にいうところの吏員相当のものである、こういうようなことがいわれておる。そういったしますと、ここでは事務職員は六級職の待遇を受ける吏員ということでしようが、地方公務員の場合の五等級、そういったしますと、六等級なりあるいは雇員あるいは臨時というようない形では雇われているというようない事務職員の補佐員、補助員というものがあつて、そういうような吏員相当の事務職員については、法律で規定されているわけでありまして、補佐員については、この法律においては見られていないわけですが、そうすると、その補佐員についてはどういふようなところで必要な基準というものをきめていくのか、またそれは財政的にはどのような措置を講じて現在おる人たちの確保し、あるいはその必要な事務職員の補佐員を確保しようとしているのか、その点について。

○内藤政府委員 この法案は、御指摘の通り吏員相当職だけを対象にしておりますから、雇用人のようないものは、この法律の対象からははずれております。雇用人の一般的な経費は、当然学校の管理、運営の一般的経費の中で見られるわけでございます。人件費としてはこれだけのものを考慮し、あとのものは管理、運営費の中で考慮していきたい。これは当然交付税の中で教職員給与費と別の費目で見たいと思ひております。

○村山委員 学校の単位費用の中で見られているのは、これは学校の使丁とかあるいは給仕とか、こういうような言葉で言われているというふうな雇用人の者が見られているのであって、事務の補佐員という、地方でいうならば六給職ですか、六等級のそういうような補佐員、こういうふうなもの、数は、学校の単位費用の形態の中では、今のところ見られていないと思ひますが、その点はどうですか。

○内藤政府委員 たとえば農場あたりでも非常にたくさん農夫がおりますし、工場でも雇用人が多いと思ひます。各学校の形態によつて非常にいろいろ関係の職種は定数がきめていくわけですが、ですから、それはそれなり交付税の中で保障して参りたい。県ではこれ以外に別にそういうものの定員

の基準をお作りになって確保していただきたいと思つておるのでござい

ま

○村山委員 実際の問題として、現在事

務補佐員あたりである程度の年令に達

し、経験年数も積んでいくけれども、

地方公務員法の定める任用試験に合格

○村山委員 そういたしますと、附則

の第七項に、事務に従事する職員で事

務職員に準ずる者を置くこととするも

のがあるときは、政令で定めるところ

によつて、事務職員の数を減ずること

ができる、こういうふうに書いてある

○村山委員 ところで今私が言いますのは、事務

職員の数はこの法律によつて法定化さ

れる。ところが事務補佐員、この第七

項は事務補佐員をもつて事務職員に充

当できるというふうなふうに解釈をさ

れるわけですね。そういういたしますと、事

務職員としての数は事務補佐員まで含

めて、その面における定員は確保され

るけれども、今度地方財政の貧困など

ところにおいては、こういうふうな補佐

員等についてそれだけお前のところは

見ているのだからということ、その

補佐員あるいは職員クラスのこと、そう

いうようなところの数が削られる心配が

あるのじゃないか、こういうことが一

面においては言われると思うのです。

だから、それはこの経過措置として

出されたことが、かえつてそういうよ

うな事務職員の全体の数を減らすよう

なことになるのではないかとという危惧

がありますが、その点はどうですか。

○内藤政府委員 この法律案では、先

ほども申しましたように、一万数千人

増員をしなければなりませんので、急

増期間中に相当の数がふえます。それ

でこういうものも代用して総数の中で

見ることができるといふ趣旨であつ

て、これは急増期間が過ぎますれば、

当然別ワクで見なければならぬ。一時

代用することができるといふ意味でこ

○村山委員 実際の問題として、現在事

務補佐員あたりである程度の年令に達

し、経験年数も積んでいくけれども、

地方公務員法の定める任用試験に合格

員になれない、こういうふうな人た

ちもいるわけですね。そこで、そういうよ

うな相当の年令に達した人を事務職員

に昇格をさせることによつて、この補

佐員をもつてかえるというふうな考え

方ではない方が現実の政治の面として

は、行政面としてもうまくやつてい

けるのじゃないか、こういうふうなこ

が考えられるのです。その急増期間中

は補佐員でいいのだ、こういうことに

なりますと、せつかく定員もふえるの

だから、今まで長いこと熟練をした経

験のある人を昇格をさせていくのだと

いうのにブレイキになるのじゃない

か、こういうふうな考えられますが、

そんなことはありませんか。

○内藤政府委員 これもちよつと誤解

ではないかと思ひますのは、この法案

は、先ほど来申しましたように数の問

題を言つておりますから、数の上から

こういうものを充たすことができる

という趣旨であつて、御指摘の点の事

務補佐員を昇格するということは大へ

なけつちやないことだし、私もほゞ

定数の余裕がある限り事務吏員に昇格

できるような指導をして参りたいと思

うのでございませう。御指摘の点との

点ばかりと違ふと思ひます。数の問

題として補充することができるといふ

趣旨でございませう。

○村山委員 実際の運用にあたりまし

ては、そういうふうな事務職員の定数

が多くなればこの補佐員クラスを昇格

させて、そして補佐員で代行するとい

うふうな考え方でなくて、当然事務職

員で充たしていくのだ、こういうふう

な考え方で運営をしてもいいという

うことを要望申し上げて、最後に一点

だけ見解をただして参りたいと思ひま

す。

それは実習助手あるいは実習教諭の

考え方の問題ですが、改訂指導要領の

職業教育を主とする専門学科の数が例

示されておりますが、最近の傾向とし

てこれがだんだん細分化されていくと

いうことです。将来はもつと細分化さ

れて増加していくだろう、こういうこ

とが言われておる。農業の場合は四十

七科目、水産の場合は三十四、それに

商業の場合は二十、工業については一

千五十六科目はある。その科目のう

ち、もちろん機械とか電気とかいうよ

うなものはその学科の目的によつてそ

の中からは必要な科目を選定して教育

をする。こういうことになるだろうと

思うのですが、その場合にいわゆるこ

のうちに細分化された科目に対する機

械でも電気でもいいですが、いろいろ

な実習の例が出てくるだろうと思う。

そうした場合には建築なら建築で

考えてみますと、製図があるしある

は木工があるし、あるいは石工があ

る、あるいはデッサンがある、測量が

あるし、そのほかのいろいろな実習があ

る。こういうふうな部門ごとによつて

実習の形態をたどつて考えて参ります

と、いろいろな機械がどんどん完備さ

れていく。その機械を整備をし、そし

て工場の安全管理をはかつていくため

には、実習助手が今のところ一学科に

ついて二人ということになって、それ

に一を加えるということになりますか

ら、建築、土木、機械、電気、化学と

あつた場合には助手は十一名になるわ

けですね。そういういたしますと、その建

築なら建築という助手は測量の方の助

手もやらなければいかぬし、あるいは

デッサンの方の助手もやらなければい

かぬ、あるいは製図の方もやらなければ

ならぬといふふうな、部門ごとに幾

つかのところにこうして分かれなければ

ならぬ。そういう場合には、班別学習

に移つた場合には実習助手がいなくて

ころもあるという、そういう形態が生

まれてきますね。実習助手が配当され

ない部門が出てくる。そういうふうな

場合には実習教諭をもつて実習の指導

に当たるのか、あるいは専門科目の教

員をもつて充てるのか、そこら辺はど

ういうふうになるのか。この実習助手

の位置づけですね、実習教諭の位置づ

けといふものがどういふふうに分

されて参りますと、その中におけると

ころの位置づけが非常に重大な問題が

出てくるのではないかと。いいますの

は、最近座学は座学、実習は実習だと

いう分離の方向がやとすれば学校の

運営の中でとられる傾向がある、そ

れは非常に位置づけといふものをどの

ようによつて指導しようといふものを

か。ここで当該学科の教員に二を乗じ

て、その数に一を加える、こういう打

ち出し方をされたその教育的な根拠を

お示しを願ひたい。

○内藤政府委員 実習助手の算定の仕

方はなかなかむづかしいと思ひます。

実際問題として学科が細分されてま

してもあるいは科目が細分されてしま

ても、電気の工場、あるいは機械の工

場、あるいは化学工業の工場というふ

うに大体工場に分かれておるわけ

です。その工場に参りますから、いろ

いろの学科は分かれておるわけでも、結局

子供たちはその工場へ行つて実習する

わけでございますから、その工場に実

習助手がなければいけません。

○内藤政府委員 機械の工場にしても電気の工場にしても、大体関連のある作業でございまして、弱電と強電とそう根本的に違うわけじゃございせんので、その子供の学習に必要な限度において実習助手がいればよい、一科目当たり実習助手がいなければならぬという性質のものでないと思ひます。これは工業学校等の実験実習施設をござんいただきますればこの点は御了解いただけると思ひます。

○村山委員 そこで私は考えてみたときに、一学年一クラスの場合と二クラスの場合があるですね。一学年一クラスずつの場合の実習助手の配置と、それから二クラスずつの場合の実習助手の配置は、その限りにおいては変わりが無いということになりますね。だからそこら辺は今度は別指導の回数も多くなるし、その機械を整備し準備をしておく、そういうことも、考えると、同じような形態で効率的に教育を行なうという意味において一学年二クラスあるいは三クラスというふうに設けた方が非常にいいんだというふうに考えられるのに、ここでは一学年一クラスでも一学年二クラスでも同じように書いてあるのは何か原因があるのですか。

○内藤政府委員 結局これは実習助手の担当時数ということにも関連して、一クラス一人というわけにもいかぬように思ひます。何クラスか受け持つ実習助手の勤務時間がきめられるわけですから、二十時間なら二十時間という勤務時間の中で持つてゐる限度はきまつてくるわけでありまして、一学科一クラスというのは非常に不経済でございまして、大体は

二、三学科あるのが通例であります。ですから三学科ないし四学科くらいは担当できるのではなからうか。ただ規模の大きい場合にはこれはちよつと困るので、こういう生徒数の規模の多いところ、あるいは農場等の施設の広いところにはこの定数について政令の定めるところによつて増減規定ができますので、大きいところには増加するような措置を講じたいと考えておるわけでありまして、ある一定の規模以下には大体間に合うつもりでございまして。

○村山委員 私は実習助手の位置づけというものが、新しい指導要領の改訂に基づいて実習というものと座学的な教育、この結びつきというものが現場においてどのようになされてゐるのかというのをいろいろ見てみると、座学は座学、実習は実習というよう形態の例が外いようです。指導要領の中ではその連関性を強調しておいでになるわけですが、やとすれば、専門教科の先生は座学でそういうような講義をしていく、あとは実習教諭なり実習助手が実習に対する教育面を受け持つていく。そしてなお実習助手の下に今度はまた助教というようなものを配置してやつていくというような形態がとられておる場合がある、従つてそこ万遍の運営は、もつと實際学習する者とそういう経験をしなから実習によつて腕をみがく者とこれをやはりうまくかみ合わせていかねければだかこで人数が多いとか少ないとかいうだけではこれは問題外だと思ふのです。前の方に

おいてはなるほど生徒数によるところの補正は若干あります。ありますけれども、これは三百名から千二百名までの、それに一を乗じただけで、ほんと

んど生徒数の増減によるところの補正というものはない。だからあとはそういうような学科によるところの補正というものによつて措置しようとしてゐる。そういうような点から見た場合には、もうこの考え方はいくらに、一学年一クラスずつたかさんの学科を置いたところが実習助手がよいもたらえて、そうして一学年数クラスで学科の少ない、機械なら機械と電気、こういうようなところの方が実習助手の数が少ししかもたない、こういうような不合理な結果がこの法律案からは出てくるわけですね。だからそこら辺はもつと今後において考えていかねければならない問題点ではなからうかというところを指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○内藤政府委員 今の御指摘の点は十三条に特例が設けてございまして「農業、水産又は工業に関する学科を置く公立高等学校で政令で定める特別の事情があるときは、これは生徒数が多いということも重要な要素に考えているわけでありまして、この場合にはふやすという規定があるわけでございますから、特に学科の数が少なくても生徒数の多い場合については補正をして参りたいと考えているのでございまして。

○村山委員 そうおっしゃるとまた質問をしなければならぬのですが、十三条の政令で定めるところにより、その政令は一体どういふようなものになるのか。これは今おっしゃったように数をふやすだけじゃなくて減ずることも考えられておるんですね。だからその政令の内容……

○内藤政府委員 これは生徒数が多い場合——非常に少ない場合は減になるのですが、大体が多い場合を予想しておるわけにございまして、それから農場等で耕地面積が非常に多い場合、こういう場合も定数を増加したいと考えているのでございまして。

○櫻内委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 私はこの俗にいう定数法につきまして、三たび上程されたわけにございまして、その間いろいろの動きをつぶさに検討してみまして、いろいろの感じを持つてゐます。第一に、高校の校長協会あたりがわんざわんざと押し寄せてこられて、これを早く通せ早く通せ、こういうような声がかかると。これはけっこうなんだけれども、しかし、よいものはよい、悪いところは悪いと見きわめていかなければ、やがてこれが政治悪を生むというふうな結果になれば、そのときまた陳情に來なければならぬというふうなことになるのは困りますので、私は、以下問題点について御質問を申し上げたいと思ふのです。

なるほど高校校長協会あたりからの陳情書にもありますように、この法律によつて規定して、なおその裏に財政的な裏づけを持とうとするところは、おっしゃる通り長所だと思ひます。数において一万数千名の教員がふえるのですからして、この点は私たちが賛成をするところでございますけれども、ただ問題は、見きわめなければならぬのは二点あると思ふのです。その一つは、ほんとうにこれが最後まで高校教育の振興になるかどうかの法律になり得るかというところに問題点がある。もう一点は、科学技術振興、生産技術を上げなければならぬということをおっしゃるが、産業教育面にとつて

はこの法律がはたしてプラスになつておるかどうかということを考えてみますときに、やはり問題があると思ふ。従つて、以下私がどうかなと思ふようなところをお尋ねしたいと思ふのです。一つは、今度例の高専法ができました、高専法の設置基準というものが省令で出されました。これでは、こういう教員定数はじき出すのに学級数というものを基準にしておる。この法律は生徒数を基準にしておる。かつては学級数を基準にして高校定数を出そうとしておられた。そういう傾向があるわけですね。今なぜこういうふうになるわけにございまして、一つお聞きいたします。

○内藤政府委員 高等学校の積算の基礎として今までの交付税は全部生徒数一本でございまして、この文部省の設置基準によりまして、高等学校の甲号基準も乙号基準も、生徒数を五十なり四十で割つて仮定学級というものを作つてきめておる。いずれにいたしましても生徒数が基礎になります。実学級数というふうなものをとつてはじいたことはいまだかつてないわけなんです。実学級というものは非常に恣意的な要素が入るのです。義務教育のような場合はやむを得ませんけれども、高等学校の財政規模を行なうためには、どうしても生徒数が基礎になる。生徒数が基礎になつて、その生徒数を五十なり四十で割つて仮定学級を作るといふ考え方も一つありますが、それなら思ひ切つて生徒数で計算しても同じことになるわけでありまして、それで生徒数でこれを算定する基礎を固めたわけでありまして。

○三木(喜)委員 結局私は生徒数によ

ということとは、今急増対策のために、いい法律かもしれないと思ひます。これが生徒数が減じてきて、この法律がうしろを向いて先生の首を切る法律に今度はなりかねない。そういう危険性があると思ひます。校長協会の方々も、こういう点を考えてもらわなければ、ただこれを通せただけでは問題だと思ひますし、文部省においてもこのときにどう対処するか。生徒数だけを本体内にしておりますと、やがて減少していく場合には先生を減らさなければならぬ根拠の法規になる。ここに問題があるので、文部省はかつて学級数によつてやろうとせられ、なお新しい高専法が学級制をとつておられるということになれば、一國の法規としてはそれの方がいいんじゃないか。後日を考えてそうした配慮がなされるか、あるいは将来学級数を考えようとしておられるかどうかというように、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○内務府委員 高専法の場合には文部省でみずから監督し、定員をきめるわけですから、その定員のきめ方として学級数を基礎にした定員の算定方式をとつたわけですね。ところが、高校の場合は交付税で保障するわけです。交付税で保障する場合は、いずれの場合でも、実学級でとつた場合は一回もない。生徒総数を五十で割るなり四十で割つて仮定学級を出して、それから算定することになっておる。元は生徒数であることは間違いないわけですね。そこで今後の問題として、急増過ぎたら生徒が減るからどうするつもりかというお尋ねでございますが、これは学級数をとつても学級が減るわけでは

す。これは実学級でないのですから、必ず四十なり五十で割らなければ自治省は交付の対象にしませんから、結局生徒に還元されるわけです。その際にはこれは先ほど来いろいろ御質問がありました教員定数の算定の仕方改善したいと思ひます。たとえば五十である学級を今度は四十に換算していく、そして一、二五倍を普通課程にかける。あるいは実習助手や事務職員あるいは養護教員のワケをふやしていく、こういうような方向で急増後は対処したい。ともかく教員数はたくさん余つておるので、それを合理的な改善に向けていく、こういう態度をとりたいと思つておるのでござい

○三木(喜)委員 急増の終わったあと、減少してくる場合にはそういう方法をとる、これはどこかにこういうことを保証することを法律でつぎきりしておかなければ、この論議のやりとりだけでは問題だと思ふ。それでこれは法の中に、あるいは附帯条件の中に入れていただけたら問題が残つてくると思ふ。

次の問題は、結局この高校定数の裏には産業教育振興法、先がたも話に出ていました。それから高校の人数をきめるのに、政令の数を出すのに乙号基準というものがあつた。これらでこの高校定数法ができた場合にどのようになつていくかという問題です。乙号基準なんかどういふところに生きていくか、全然乙号基準は考えないのかどうか、これをお聞きしたい。

○内務府委員 最初の問にお答えしますが、この附帯決議の中に実習助手や事務職員、養護教諭をふやすということを規定されておりますし、甲号基準を施行して努力するようにという附帯決議もこの前出ておりますので、この線に沿つて、先ほどの御質問は解消して参りたいと思ひます。それから今お尋ねの甲号基準、乙号基準の話でございますが、甲号基準につきましても省令の基準でございますからこのままにしておくつもりでございます。乙号基準については、これは国公立の規定でございますから、これはこのままにしておく。もちろんこの法律の抵触する部分については修正をしたいと思つておるのでござい

○三木(喜)委員 まだ大臣が見えませんが、大臣が見えたらやめますが、これは現行基準と新法との比較をしたものです。今内務局長の言われることは多少問題があるんじゃないかと申すのです。この表で一つ見てもいいと思ひます。結局先がた申しました、例の産業教育振興法の立場、工業教員の場合を考えてみたいのですが、あの赤いところは、現在の乙号基準よりも今度の定数法は劣つていゝと思はれる線ですね。教員数が、三百人のところでは二十一人、三百人では十七人、こういうように教員数が落ちていくわけですね。それから七百五十にいくと四十三人、七百五十一になると三十六人と落ちてくる。こういう格好をとりますから、今度の定数法はこの青いところだけがよくなつて、赤いところは前の方がいい、乙号基準の方がいいということが言えると思ふ。この七百五十から三百までの間の学校数はかなりあると思ふ。文部省の基準としては大体七百五十くらいを適正規模と見て入つていくところの学校数はかなりあると思ふ。そうすると現実の姿としては乙号基準よりも下回ります。それが今の実績である。そうならばあなたが申すように、将来甲号基準と言つても、その点現実を踏まえていないと思ふのです。どうですか。

○内務府委員 この資料はどうしてお作りになつたのか私はよく存じませんが、この資料についてお答えするわけに参りませんけれども、私どもの算定したところによれば、今度の工業学校と農業学校につきましては甲号基準をほとんどとつております。たと

えば四十にするにいたしました。これは学課補正の点につきましても、甲号基準をそのままとつたのであります。だから全体といたしまして工業学校につきましても、各府県の実情を調べてみましたところ、この基準で算定して上回つてゐる県は一県もないわけでありました。ですから個々の学校については多少のばかちかちかはあるかもしれませんが、工業学校全体についてみれば、各府県とも文部省の基準の方が上回つてゐる。この実態を考へていただ

○三木(喜)委員 現状はそうかもしれない。しかしながら私が申し上げるのは、乙号基準を施行した場合の考え方からすると、下回らると思ふ。特に私が問題にしたいのは千二百名を越したものの先に兵庫県の学校、大阪府の工業学校があるのです。そこでは非常に恐慌を來たしてゐるわけですね。いろいろそういうところと連絡をとつてみますと、現在私たちが文部省並びに産業教育、科学技術振興の線に沿つて一生懸命やつたところが、今度の定数法によつて実際より下回る、こういう結果が出てくる。こういうことは非常に残念であるというところを聞くわけですね。私はこうしたいところにはやはり矛盾を生んではならない。いいところはいい、悪いところは悪いとして認めていつて、その欠陥を補うことに十分配慮しなければならぬ。ただ附帯条件につけるだけではくして、何とかこれを補わなかつたら

よりも上回っておる県はないわけで

てかけたときには、これは実際の学級

わけです。四十に一・二五をかけると

らは後退していくということが言える

と申すのです。そうして生徒が減つてきた場合には、うしろを向いて先生の首を切るところの法律に今度は変わりかねない。これがはつきりと見きわめなければならぬ点だと思ふのです。それは内務局長はお認めになりますか。

○内務府委員 農業や工業につきましては、最も優遇いたしましたので、実績から比べまして、工業につきましては二五％のアップをしております。農業については三〇％程度のアップになるわけですが、ですから、農業や工業も非常に重視したということは言えると思ひます。それから急増後にどうなるかというお尋ねでございますが、急増後にはその機会こそとらえまして、これを使って今度高校定数の面的改善をはかる絶好のチャンスだと思ふのです。それを心配しておつたら定数はいつまでもたつても確保できないと思ふのです。むしろ今の機会に通していただいて、急増が減つたときに、これを改善する一番いい機会だと私は考えております。

○三木委員 それがおかしいのです。これは見解の相違ですから、問題点として置いておきたいと思ひます。それから、今おっしゃつた農業、工業については二〇％アップ、三〇％アップというのは、どこから数えて二〇％、三〇％アップですか、どこを基準にして……。

○内務府委員 実績を基準にいたしました。工業が二五、農業が三〇％近いのでございます。

○三木委員 それがおかしいのです。私は先がたから乙号基準というものを想定した上で考えましようということをお言ひするのですが、実際は乙

号基準というものがあつたのに、それに努力をして近づけなかつたという現実だけを見て、それよりもよくなつたで困ると思ふのです。それで乙号基準ということをお言ひするわけですが、なるほど先がた言ひました法的な裏づけと、それから財政的な裏づけがなかつたために、そこまで行き得なかつた地方の実情はわかりません。しかしながら、いつておる現実の学校があるのです。それらは非常に不利になるわけです。この両面の不利な点を、私は後ほど申し上げて御理解を得たいと思ひます。

○櫻内委員長 三木君、別に答弁はございせんが……。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○櫻内委員長 それでは、速記を始めます。

○鈴木委員 私は、学校図書館に關連して質問いたします。図書館がいふ充実にきてゐることは非常にけっこうなことでありまして。私自身、教場の教育というものは、中学校、高等学校を通じて受けただけで、大学に行つてからは、大部分図書館で勉強したような記憶があるのがあります。図書館の方が教場よりも効率的に教育をしておると申してもよろしいくらいなものであります。徳川時代は、内外に大

學者が出たのは、みな自学自習で、一種の私立図書館のようなものを持つてやつておつたのでありまして、図書館には最も力を入れるべきである。ことに他の国々の状態などを見て参りました、一そうその感深くするのであります。

そこで、この定数法案によりますると、特別な事情のない限りは、先ほどの御説明で教職員数が現在数よりも増加する、こういうふうな考えでよろしいわけでありませんか。そうすると、その増加した教員定数のワケの中で、学校図書館法第五条にきめておる司書教諭の発令を行なつてよろしいかどうか。

○内務府委員 けつこうでございます。

○鈴木委員 そうすると、つまり司書教諭の配置もこの定数法の中に含まれておるといふことに解して差しつかえないのであります。

○内務府委員 さようでございます。

○鈴木委員 次に、学校では学校図書館の専門的な、むしろ事務的といつても非常に大事な仕事であります。が、事務をつかさどらせますために、PTAなどが外郭団体の負担において、学校司書、いわゆる事務職員を多数置いておる事実を文部省は御存じでありませんか。

○内務府委員 承知しております。

○鈴木委員 これらの人々の総数は、私の知り得た情報では、実はいろいろあるのがあります。正確なものはちよつとわからぬが、約一万人ある、あるいは六千名という説もあります。が、とにかく相当の数である。むしろこれは中学校等も含んでおるのであります。が、学歴は高等学校卒業以上が八五を占めておる。この一万人の約半数が高校勤務者であります。これらの人々を定数化するといふことをお考えになつておられないのであります。

○内務府委員 公費負担以外の職員

については、できるだけ公費で負担するように指導をいたしております。小中学校の義務教育の場合には、地方財政の一部改正をいたしまして、そういうものは、父兄に負担を転嫁してはならないといふので、昨年と本年二カ年にかけて相当地方交付税の増額をいたしまして、そういうものの排除に努め、公費に切りかわれるように指導して参つたわけでございます。高等学校につきましても、事務職員に類するものは、このワケでも二千名ほどまだ余裕がございまして、できるだけ事務職員に切りかえていただく。それから吏員相当以外の事務職員につきましては、これは別途に県で計上していただく。これは、この定数法とは直接関係ございせんが、別の関係で、そういう学校の運営に必要な経費は見たいと考へておりますから、定数法以外の点で、できるだけ公費に切りかわれるように指導して参りたいと考へております。

○鈴木委員 そうすると、こういう学校にとつて非常に必要な人であるが、といつて吏員待遇の職員ではない。定数法の対象外であるといふことになる。こういう種類の職員といふものは、どういふものがありますか。

○内務府委員 給仕のようなものもございまして、PTAで雇つておる――純然たるPTAの会計をやつていらつちやうな方は仕方ないとしても、少なくとも学校の事務をお手伝いしておる方もいらつちやうと思ひます。それから今お話の図書館の司書と申しますか、そういう方もいらつちやう。ほかに小使用人もおられるわけでございます。そういう者は一括してござい

け学校の維持運営に必要な職員として考慮したいと考へておるのでござい

○鈴木委員 どうも一般の定数法に載らないとあまり必要でない人間であるように解せられるので、この際文政当局のお言葉を承つておきたいといふのが質問の趣旨であります。だから、定数法に載つていない職員が学校に必要でないといふ意味ではないのであるといふふうに承つてよろしいわけでありまして。できるだけこういう人々も大切な人々でありますから、行く行くは一定定数の中に入れておるよう御努力をお願いいたします。われわれもそういうことを努力したいと思ひます。そういう点についての御所見を一言承つておきたい。

○内務府委員 実態をよく調査いたしまして、今後検討させていただきますと思ひます。ただ小中学校の義務教育の場合でも吏員相当しか保障いたしませんので、その振りがいかに関係で今回はこういうことになりましたが、今後十分検討させていただきますと思ひます。

○鈴木委員 これで終わります。

○櫻内委員長 高橋英吉君
○高橋委員 私は私立高等学校と公立学校との格差解消の問題についてごく簡単に伺ひたいと思ひます。
三十八回の通常国会の衆議院で定数法が可決されましたが、その法案には附帯決議があつたことは御承知の通りであります。その一つには「私立高等学校との間における格差是正のため、適当なる対策を考慮すること。」といふ、一カ条があります。これは一見はな

はだ簡単な文章のようではございませんけれども、このうちには全国の私学関係者の熱意といえますが、熱願といえますが、もともと大きく見ますならば、全国民の熱望、熱願が織り込まれているというふうにとつてもいいほどの切実な重大な問題だと思えます。従つて、あれは幸か不幸かお流れになつたのでございませうけれども、今度の新提案の中には面目が一新されて、この公私高等学校の格差是正に関する抜本的条項が織り込まれておられるのではないかと、この大いに期待しておつたのでございませうが、あけてみますと、あけてびっくりといひますか、前回同様のものであつて、非常に私どもの遺憾とし、失望したわけでございませう。一体文部当局はこの附帯決議の精神を尊重せられて、格差解消についてどういうふうなお考えを、持たれておられるのか、どういふ努力をされようとしておられるのか、どういふ対策をお持ちであるのか、一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 この前附帯決議が出ました公私立の学校の格差是正ということは私も肝に銘じておるわけでございませう。決して忘れておるわけではございませう。この法案は交付税で保障するという趣旨でございませうので、ちよつと筋が違ひましたので、この法案の中には盛らなかつたわけでございませう。そこで格差是正の考え方として、特に今文部省は私学振興会の出資金、あるいは急増に對する補助金等を国の予算で確保すべく大蔵省に要求しておるわけでございませう。これが一つの施策でございませうが同時に現在都道府県で私学にある程度の援助をいたして

ております。東京都はそのいい例でございませう。九億円の補助金を私立学校に援助してゐるのではありません。これは、先ほど御指摘の通り、公私立で高等学校教育を運営してゐる、こういふ趣旨で生まれたわけでございませう。この線をできるだけ全国に普及して参りたい。本年の交付税の中でその他教育費といふのがございませうが、この中で前年が三百万でございませうが、本年は九百万に増額して助成の道を開いたわけではございませう。これも非常に不十分でございませうので、今後は公私立の格差を見まして、それを十分つぐなえるように、大幅に私学の助成に對する交付税の増額をするように今自治省と話し合つておるものであります。同時に、その他教育費の中ではどこに使われるかもしれないという不安もございませうので、できれば、私学振興費という目をつけて、確実に私学に助成の道が開けるようにという点につきましても、ただいま自治省と話し合つておるところでございませう。この点は極力努力いたしたいと思つております。

○高橋(英)委員 いろいろな折衝、努力に對しまして敬意を表しますが、一体来年度の予算として地方交付税中どのくらいなものを要望されておられるか。自治省ですが、大蔵省ですが、地方交付税というふうな形をかりてどのくらい予算要求をせられておりますか。

○内閣府委員 従来はつかみで各府県九百万とか一千万という形をとつておりましたが、もう少し合理的な積算の基礎を設けまして、生徒一人当たり幾らという算定の仕方をいたしまして総額で二十億程度のものを確保いたしたいと考えておるものでございませう。

○高橋(英)委員 二十億程度というところが、たよりないような表現に聞えますが、われわれも二十億という線を知つております。ことにわれわれ自民党の文教部会としては、どうしても最低二十億は獲得しなければならぬという声があつておるわけでございませうが、肝心の文部当局が腰抜けになると、われわれのあと押し、バックも何にもならないというおそれがあります。それに対してむろん最善の努力をやつてもらえると思つておりますが、どの程度の決意を持たれておるか。ほかの問題については相当の犠牲を払つてもこれだけはぜひ公私立高等学校の格差解消のために努力して参るというその決意の程度を一つ伺ひたい。

○内閣府委員 決意の程度というものが具体的に数字に現わしません、ともかく私どもはほかの経費を犠牲にしてもこの経費だけは絶対に確保したいという強い決意で臨みたいと思つておりますので、この点につきましても皆さん方の格別の御支援と御協力をお願い申し上げたいと思つてございませう。

○高橋(英)委員 最後に、目とかなんとかいふお言葉が今あつたやうです。私もこれにはそう詳しくないのでよくわからぬのですが、従来府県の方へつかみで私立学校に對する助成といひますか、そういう意味の交付金があつたにもかかわらず、それは行方不明になつておるといふ県も相当あるといふので、そういうことがないように、今度獲得される予算、たとえば二十億の予算は絶対に格差解消のために私学に確保するという意味で目というものをこしらえられるのであるか、目というものをこしらえれば使ひ込まれるといふ憂いはなくなるのか、どうなんでしょうか。その実現性はどの程度の見通しであるのか。足りないのだったらわれわれも一生懸命やりましますから、その点について伺ひたい。

○内閣府委員 従来はその他教育費の中に一括して九百万とか一千万といふふうな積算をいたしました。その關係でどこへ流れたかわからないといふ不安が実はあつたわけではございませう。今度は交付税法を改正していただいて、私学振興費という目をつけてほかに流用しないように配慮したい。これについての成案はあるかといふお尋ねでございませうが、成案を得る見込みで私どもは全力をあげるつもりでございませう。決してなまやさしいとは思つておりません。ですからこの点につきましても、私どもの力のある限りやる覚悟でおりますので、あわせて御協力を賜わりたいと思ひます。

○高橋(英)委員 今回の予算獲得の問題について、政府としても非常な努力が必要だと思つてゐます。今御答弁があつたやうになまやさしいものじゃないと思ひますので、私どもも一生懸命やるつもりですから、どうぞ一つ腰砕けをしないやうに最善を尽くしてもらいたいと思ひます。

○三木(重)委員 もう一回もとに戻りたいと思つてゐますが、まず最初に法案のスタイルですが、先ほど申し上げました第九條の第一項第一表をああい工合に置いておくことの意味があるかないかといふことをお聞きしたい。私はああいことをして計算する意味はないと思つてゐます。これを法律の中に

麗々しく置いていく意味はどこにあるかといふことについてまず聞きたいと思ひます。第二表も同じことを言うわけですから、その点で私はこの法律の形といふものは、一応検討し直す必要があるのじゃないか、こう考えますがどうですか。

○内閣府委員 私ども文部省といたしましては、これで十分理解していただけるものと思つておるわけでありませう。農業や工業につきましては一・二五倍した。これは従来五十人でやつておるものを四十人に引き下げた。四十人ですとやるというのには、商業や家庭の場合には実験、実習も一部あるわけですが、通例の場合には五十でやるからその一部について〇・七五加えた、こういうことでございまして、これは一も二も同様の趣旨でございませう。だから変える必要はないと思ひます。

○三木(重)委員 この結果はああいやうに一学級の教師の割当が少なくなつてゐる。それで実験、実習をやるから減らす。減らしたことは減らしたけれども、実質的には学級数から見れば教師はふえてゐないのです。そういう形のままだと置いておくといふのだたら、私はああいやうに学級数かける二、その方がすつきりするのじゃないですか。学級数かける二。むずかしいことをひねり出して出てきたものが、結果は逆になつたやうな、工業や農業を大事にするのだ、振興するのだといふながら、不振振格好が出てくる。先生はえらいものになりますよ。結果的にそういう数が出てくるのですが、これで振興することが大事だといふことは

その数字の中からは出てこない。だから無意味だと思うのです。その点どうですか。

○内藤政府委員 だから二項の学科保証があるわけです。学科保証の定員と一項の方の積算を加えたものが、工業なり、農業の定員でございますから、これで十分まかなえる、こういう判断をしたわけでございます。双方合わしてお考え置きたいと思ひます。

○三木(喜)委員 先へ進めたいと思ひます。文部省ではこの定数法の行政指導とありますが、あるいは説明会において現在実数を大体基準にして教員定数をきめる法律を作る、このように言われておるのですが、これは事実でしょうか。

○内藤政府委員 もちろん現在の実数を基準にしながら乙号基準を完全に充足し、甲号基準に指向して考えたわけでございます。(三木(喜)委員「実数」というのは実際の生徒数ですか」と呼ぶ)実際の生徒数と申しますのは学籍簿に載つておる生徒数でございます。休んだからといってそれは問題にならない。実際に学籍に載つておる生徒数です。

○三木(喜)委員 その数に応じて教員定数をきめる、このようにしておかれる、そういうお考えですね。そうするとこういう結果が起つてくるのです。どうですか。たとえば五十五人収容している学級があるとするのです。五名よけに収容しておる。それが十学級あれば一学級出てくるわけです。その数に応じて教員の定数をきめる、そういうことなのですか。

○内藤政府委員 これは先ほど米何べ

んも申し上げますように、各学校の定数をきめておるのではないのです。あくまでもこれは積算の基礎で、この積算ではじかれた総数を交付税で保障しようというものがこの法律のねらいなのです。その点誤解のないようにしていただきます。今度県が教員の配当基準を立てる場合には、これはお話のように県は自分で学級というものをどういうふうにも定めておるわけですから、県が必要に応じて配当をする。その場合には学級数というものを十分考慮して配当をするわけでございます。

○三木(喜)委員 県に対してこちらから教員定数をきめてお渡しになる。県がそれを学級数に応じて配分する。こんなことなのですか、実質的に県から出してくる数はその実数を出してくれば、五十五名収容している、そういう学校がたくさんあれば総計を持つてくれば、それに合わせて教員数をはじかれるわけですか。定数ですかどつちですか、今言われるのは。

○内藤政府委員 これは先ほど米何べんも御説明しておりますように、各府県の総数なのです。各学校の定員をきめておるのではないのであります。各府県の定員は府県が条例により、実際の学級数は府県がみずから査定して必要な教員数を配当するわけでございます。そこを混同していただきたくないと思ひます。

○三木(喜)委員 県がきめるということをお話になるんですがね。そうすると府県がそういうきめ方をしてもいいわけですね。五十五名を収容しておるのではありませんか。そういう場合はこの実数に合わせて総計を持ってきた

ときには、それに合わせた定数をこちらから配当する、それでいいのです。○内藤政府委員 先ほど米何べんも申し上げますように、各学校の定数はこれできめておるわけではないのです。これは各府県の基礎でございまして、総数を保証している。その総数の範囲内においてどういうふうにも配当するということ、これは、各府県が実情によつてきめるわけでございます。実情を見ます場合に、県は学級の規模をみずからきめ得る。その学級の規模によつて、学級から積算してどの程度の教員数があればいいかということ、これは県が判断しておきめになること、機械的に五十五名づつ集めれば、一人よけい出す、こういうような趣旨では毛頭ないのであります。

○三木(喜)委員 それはそうですけれども、そのもとになる数は県から出してくるのです。文部省に対して県全体の積算の基礎を出してくるわけでしょう。

○内藤政府委員 これは文部省へ出すわけではございません。これは自治省が交付税で保障する場合に、何人兵庫県で保障するか、大阪で何人見るかという総額をきめる積算の基礎でございます。その総額によつて自治省は交付税で保障する。保障した定員は各府県で非常にとりやすいわけでございます。知事もその点は査定しないと思ひます。それをどういうふうにも配分するかというところは各府県の実情によつて配当する、こういうわけでございます。それから、その辺には矛盾はないわけでございます。

○三木(喜)委員 そうしますと第一の私の申し上げたいのは、法の形の問題

ですが、その点は内藤局長の言われる通りに承つておきます。それから第二は、先ほど話があったように非常に乙号基準に近づくべく努力した、ところが非常に不利になったからというようなことは、ないように――先がたの答弁の中には強力な行政指導をやることによつてそれを食い止めた、こういうお話なんです、これは間違ひのないように一つやつてもらいたい。

しかしながらここに私は問題にしなければならぬのは、実質上欠員が生じた場合、今までの実績を下回らぬといながらそれからどんどん減らしていくというようなことが起こり得ると思ふ。欠員を補充しないので……。こういうようなことによつて強力な行政指導をなさるといふことが、かえつて後退していくことがあり得ると思ふ。その点はどういう方法をお考えになつておられますか。

○内藤政府委員 四千もある各学校に最も妥当な基準というのとはなかなか作りがたいと思ふのです。全部を満足するわけには参りませんが、これで大体はまかなえる。総数としては余つておるわけでございますから、今度各校に配当する場合には、県はそれぞれの学校の特殊事情を十分考慮しながら、教員配当計画を立てるわけでございします。その際に実績を尊重していくし、さらに各県も、これは最後でございますから、県以上にとることはもちろん必要でもあり、また努力しなければならぬと思ふのです。少なくとも現在の基準を下回らないように強力な指導をして参りたいと思ふのでございします。

○三木(喜)委員 次に実習助手の問題ですが、この問題については、私はやはりずっと前からの問題点を掘り起こさなければならぬと思ふのです。それは行政管理局行政監察局の三十五年の監察された結果を見ましても、こういう結果が出ておる。このことに対する努力をどのように考えられるかということ。たとえば、この「実習助手を一般事務に充当することがほとんど一般化している傾向に見受けられる。なお、産業高校へ配置されている事務職員の内容は実験用物品の購入、製品の管理、販売等を行ない、普通科高等学校のそれと比較して業務量が多い。」そしてこういう変則的な補充配置を行なわれないようにすること、事務職員の確保をはかるべきであるということが述べられておるわけなんです。

なお、実習助手の配置状況につきましては、「一、国の設置基準数一万九百四十二人に対し都道府県の配置基準数は二千七百八十四人、二五・四％で、その配置現員数は二千五百八十八人、二三・七％にすぎない。」これで国の配置基準というものが十分満足されておるかどうかということ、三十五年三月の行政管理局行政監察局が結果報告書を出しております。これに対して先がたの質問の中にも、私が質問申し上げた中にも事務職員の問題、それから実習助手の問題が出てくると思ひます。こういう報告をただ一つの行政管理局の報告に終わらずに、それをどういうふうにして生かしていくかということこそ大事じゃなかりと思ひます。その点についてお尋ねをしておきたい。

○内藤政府委員 従来文部省令で設置

基準がきめられておりまして、これが充足されなかつた。せいぜい乙号基準の九〇数％ということでは行政管理局からも御指摘があるわけだ。これをさらに法律にして確実に保障するようにというところが行政管理局からも勧告を受けているわけだ。この勧告を受けてこの法律を出したわけでありまして、そこで事務職員不足につきましては御指摘の通りでございますので、今回二千数百名の増員をいたしまして、もちろんこれでも不十分だと思ひますが、今後急増の目安がつかまじたらこれは増員するように努力して参りたい。それから実習助手につきましても御指摘の通りでございますして、今回の法律で約二千名を増員いたしておるわけでありまして、これも私も決して十分とは考へてはおりませんけれども、今回はこれでごまかせない措置と考へますので、今後これも急増の方が一段落しますれば、画期的に充実するようにいたしたいというふうに考へておるわけでありまして。

○三木(喜)委員 今実習助手の問題が出ましたが、今村山委員の方からは百三十七人兵庫県では実習助手の減少があつた、それから私の調べたところでは百四十五人減少しております。これはただいまの話では実質的にはこれらの人が首切りにならないように行政指導をするということなんですが、これははつきりとしたことで確約してもらひたいと思ふのであります。その理由は村山委員の方からお話があつた通りであります。なお先ほどの実習助手の資格任用といひますか職名変更といひますかこの際やはりそういう優遇措置を講じてもらうこともあわせて申し上げて

いきたいと思ひます。それから次に私立学校の問題につきましては、今お話があつたわけなんですけれども、やはり今の法律の中にも私立高等学校に対して何の方途も講じていない。これは私は片手落ちだと思ひます。この片手落ちのやり方をやつて、先ほど村山委員の質問に対して答えられたように、私立学校には数十万人の高等学校の生徒をかかえておる。これらの急増期に対処する方法は考へておると言ひながら、やはりそのしたものに對する財政的裏づけあるいは法的裏づけというものを至急に立ててもらふなかつたら、これはから手形になると思ふのでありますが、これは三十七年度に確約ができるかどうか伺ひたいと思ひます。

○内藤政府委員 兵庫県の実習助手のお話でございますが、兵庫縣を私ども調べてみたところ、今お述べになつた数のうち百二十名くらいが實際は事務職員の仕事をしておるようでございます。ですから事務職員の方に振りかえるものは振りかえるし、実習助手にするものは実習助手として少なくとも現在あるものを首を切るとかなんとかいうことは毛頭考へておりませんのでそのワケ内で十分措置できると思ひますので、そういう不祥な事態が起きないよう強力的指導をして参りたいと考へておるわけでございます。それから私立学校につきましては、急増期に際しまして私学振興会への出資金あるいは国庫補助等を考へておりますし、また同時に先ほど申しましたように、交付税の中でも、都道府県から私立学校を助成する道を考慮しながら公私立

間の格差是正のために文部省は最善の努力をすることを、先ほど高橋委員に申し上げた通りでございます。私どももこの点は一生懸命努力するつもりでございます。

○三木(喜)委員 最善の努力ということとは三十八年度に法律が実施されるまでに何とか目鼻をつけるということですか、そういうふうに解釈していいですか。

○内藤政府委員 三十七年度予算において必要なら三十七年度限りの法的措置も講じたいと考へておるわけでありまして。

暫時休憩いたします。
午後六時一分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかつた」

昭和三十六年十月二十四日印刷

昭和三十六年十月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局